

市制 100 周年記念事業を活かした
ブランディング及びイベント企画実施業務委託仕様書

1 業務目的

川崎市は、川崎市市制 100 周年記念事業のレガシーを活かしながら、さまざまな人たちが川崎に「愛着」と「誇り」を持ち、つながりあいながら未来にチャレンジするまちを目指している。

川崎市市制 100 周年記念事業終了後も、引き続き川崎の魅力を高め、まちの活性化を加速させるため、「あたらしい川崎」に向けた更なるチャレンジとして、「Colors,Future! Summit」や「みんなの川崎祭」などの継続・発展に取り組みながら、川崎駅周辺のまちづくりと連携し、官民連携で更なるまちの賑わいの創出や、川崎の更なるブランディングを図っていく。

本委託業務は、当該取組の推進のために実施するブランディング及びイベントに係る企画・実施を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日までとする。

3 委託内容

(1) ブランディング

- ・川崎市市制 100 周年を契機に作られた「みんなの川崎祭」及び「Colors,Future!Summit」など川崎駅周辺をはじめとしたさまざまな取組をパッケージでブランディングし、更なるまちの賑わいの創出を図る中長期的なロードマップ（概ね 5～10 年程度）の作成を行うとともに、そのロードマップの第一歩となるような令和 7 年度の取組の企画立案を行うこと。
- ・ロードマップの作成にあたっては、京急川崎駅西口周辺地区における、新アリーナを含む複合エンターテインメント施設の整備プロジェクトや市街地再開発事業など川崎駅周辺をはじめとしたまちづくりの動きを的確にとらえ、ステークホルダーを巻き込みながら官民連携で持続できるロードマップを考案すること。
- ・川崎駅周辺のさまざまな取組等をパッケージするためのステークホルダー及び関係者との協議・調整を行うこと。
- ・ロードマップに基づく令和 7 年度の取組として、必要なキービジュアルやロゴ等のデザインや専用 WEB サイトの作成及び運営管理を行うなど、川崎駅周辺のさまざまな取組等をパッケージしながら、中長期的に川崎の更なるブランディングに効果を発揮する取組を、委託者と協議の上効果的に実施すること。
- ・受託者は、委託者と月 2 回以上定期的に打合せを実施すること。

(2) イベントの企画

- ・コンテンツの企画にあたっては、市制 100 周年記念事業を活かし、川崎駅周辺を中心に

ステークホルダーを巻き込みながら、(1)のロードマップに基づく、川崎の更なるブランディングや更なるまちの賑わいの創出に資するイベントを実施すること。

- ・企画にあたっては、11月上旬に開催予定の「みんなの川崎祭」及び「Colors,Future! Summit」と連携した企画とすること。
- ・川崎駅周辺の道路や公園などの公共空間などを活用し、川崎駅周辺のイベントの回遊性が向上し、まち全体のにぎわいの創出に資する魅力的なイベントを企画し、実施すること。
- ・本イベントの開催において必要な企画、運営計画の作成、必要な資材の調達、会場設営及び撤去、当日の会場運営、出演者費用の負担、広報、関係者との協議・調整については委託費の中で実施すること。

(3) 関係者との調整

関係者との定例的な打合せを実施する等の調整を行うこと。

(4) 報告書作成

本事業の実施内容及び課題点等を報告書としてとりまとめること。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、委託者は受託者に修正等適切な対応を求めることができるものとする。

4 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受託者が行うものとする。

5 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受託者に関係資料を貸与するものとする。受託者は貸与された資料を、委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

6 報告の義務

本業務の遂行中、適宜、進捗状況を報告するものとする。

7 損害及び危害

受託者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、故意または過失により損害を与えたときは、受託者の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、初期対応として受託者において丁寧に対応するものとし、その結果を委託者に報告すること。

8 疑義

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに委託者とその内容について協議するものとする。

9 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

10 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て委託者の所有とし、委託者の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。委託者は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

11 成果品

(1) 報告書 1部

- ・ 本業務の実施概要資料
- ・ 業務の実施状況が分かる写真
- ・ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- ・ その他委託者が必要と認めるもの

(2) 上記報告書の電子データ（CD-R等） 1式

12 その他

新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化等やむを得ない理由により、イベントの内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について委託者と受託者で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。